

項番	対象資料等	頁・項目	質問内容	質問の意図	回答
1	津市デジタル採点システム導入及び利用に係るコンペ実施要領	1頁 2 方針・留意事項	「なお、本コンペの結果に基づき選定されたシステムを指定品として、後日別途、指名競争入札(指名業者:津市競争入札参加資格者名簿(物品・業務委託)において、希望業種「学校教材」のうち、品目「教育用ソフト」を希望する市内業者を、第1順位として指名予定)を実施し、当該システムを調達する手順とする。」と記載ございますが、後日別途、指名競争入札に参加する市内業者は指定品となった当該システムを開発・製造するメーカー(メーカーが委任している場合は委任を受けた者)に依頼の上、見積等取得する認識でよろしいでしょうか。	左記対象資料2頁 項目4 参加資格要件より、「本システムの提案にあたっては、当該システムを開発・製造するメーカー自身であること。または、メーカーから委任を受けた者であること。」と記載ございますが、「委任を受けた者」のシステム選定後の認識確認の為。	実施要領に記載のとおり、本コンペは、導入するシステムを選定することを目的として実施するものです。実施要領2頁4(1)の「本システムの提案にあたっては、当該システムを開発・製造するメーカー自身であること。または、メーカーから委任を受けた者であること。」との要件は、あくまで本コンペへの参加要件を示したものです。 一方、選定後に実施予定の指名競争入札は、選定されたシステムを指定品として調達するための手続です。そのため、当該入札に参加する事業者が、指定品となったシステムをどのように準備するかについては、市が定めるものではなく、各事業者の判断に委ねられます。